

平成 19 年度「(仮称)市民活動促進基本計画」策定

## 市民活動活性化のアイデア募集！

### 意見票

静岡市は、平成 19 年 4 月 1 日に施行された「静岡市市民活動の促進に関する条例」第 8 条の規定により、市民活動（NPO 活動やボランティア活動など）を促進するための基本計画を策定することになりました。その参考にするため、広く市民のみなさまから、市民活動を活性化するためのアイデアを募集します。（締切：平成 19 年 6 月 9 日（土））

なお、今回、お寄せいただいたアイデアにつきましては、お寄せいただいた個人に対する採否等の回答は予定しておりません。採用状況につきましては、今秋、中間素案を公開する予定ですので参考にしてください。

自由に記載してください。

「(仮称)市民活動促進基本計画」とは、静岡市市民活動の促進に関する条例第 8 条の規定により、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市が策定しなければならない計画です。

基本計画の内容（条例第 8 条）

(1) 市民活動の促進に関する基本的な考え方に関すること。

(2) 市民活動の促進に関する基本的な施策に関すること。

市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること。

市民活動の自立を支える環境づくりに関すること。

協働事業の促進に関すること。

前 3 号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項